

4 その他

・私立の小中学校等との手続きについて

(1)私立の小中学校から特別支援学校へ

①住所が変わらない場合

基本的に私立の小中学校に通っている状態は、住所の存する市町村の設置する小中学校に通っていないことから、学校教育法施行令第9条の区域外就学ということになります。

p24 を参考に、市町村教育委員会の手続きに沿って、区域外終了の手続き（学校教育法施行令第10条）後に、市町村教育委員会が学校教育法施行令第6条か第11条の3.2かを検討し、その後の手続きになります。

②住所が変わる場合

住所が変わる場合は、転居した市町村教育委員会の判断となりますので、p6 を参考に手続きを行います。

(2)県立特別支援学校から私立の小中学校へ

* 私立の小中学校の入学については、私立の小中学校の入学条件がありますので保護者にその意向がある場合は、進学先の情報を得て、私立の小中学校と相談することが必要です。

基本的に学齢簿が市町村教育委員会で作成されていることから、転学が考えられる場合は、市町村教育委員会の区域外就学等の手続きが考えられます。

様々なケースが考えられることから、市町村教育委員会、県教育委員会と連携を取りながら慎重に進めていく必要があります。

(3)県立中学校から特別支援学校へ

学校教育法施行令には、市町村教育委員会が中等教育学校の学齢生徒の就学に関する手続きをしていることから、基本的な p4～p9 の手続きが参考になります。

・学齢簿の加除訂正について

市町村教育委員会は、県立特別支援学校に在籍する児童生徒について、学齢簿の加除修正があった場合は、学齢簿の謄本（奥書証明）を添えて福島県教育委員会に通知してください。[様式U]（学校教育法施行令第3条、13条）

他市町村からの転居の場合は、新たに学齢簿を作成することになり、加除訂正とは異なります。手続きについてはP4 3、44を参照してください。（学校教育法施行令第11条）